

普通預金を対象とした「未利用口座管理手数料」の新設について

琉球銀行では、2021年2月22日(月)以降に開設される普通預金口座(総合口座含む)を対象に、「未利用口座管理手数料」を新設させていただきますので、お知らせいたします。

本件は、口座の恒常的なご利用をお願いするとともに、長期間利用されていない口座が不正利用されることによるお客さまの被害を防止することを目的としております。また、口座管理に係る最低限のコストをご負担いただくことにより、お客さまへのサービスの維持・向上に一層取り組んでまいります。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

項目	内容
適用対象	2021年2月22日(月)以降に開設いただいた普通預金口座(総合口座含む)
未利用口座となる口座	最後のお預入れ(当該普通預金のお利息入金を除きます)または払戻し(本手数料の引落としを除きます)から2年以上、お預入れまたは払戻しが無い口座が本手数料の対象となります。 ただし、次の口座は対象とはなりません。 (手数料の負担はございません。) ・当該口座の残高が10,000円以上である場合
未利用口座に対する取り扱い	(1) 対象となる見込みのお客さまには、お届けの住所に「ご案内」を差し上げます。 (2) 「ご案内」の発送後、一定期間を経過しても、お取引がない場合、当該口座から本手数料を引落とします。 (3) 残高不足により本手数料の引落としができなかった場合、残高金額を引落とし、当該口座を自動的に解約させていただきます。
未利用口座管理手数料	年間1,320円(消費税込) ※未利用口座管理手数料は2021年2月22日以降に開設され、2年間お取引のない「未利用口座」を対象として最低限の管理コストをご負担いただくものであり、日頃、お預入れやお引き出し、口座振替等にご利用いただいている口座が対象になることはございません。

